

都市再生整備計画(第3回変更)

船引駅周辺地区

福島県 田村市

平成22年3月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	福島県	市町村名	田村市	地区名	船引駅周辺地区	面積	30 ha
計画期間	平成 17 年度 ~ 平成 21 年度	交付期間	平成 17 年度 ~ 平成 21 年度				

目標

大目標 : ふれあいと賑わいの創造

目標1: 子供から高齢者が集い語らいのできる賑わいのある中心市街地の再生を図る。

目標2: 交通広場、駐車場の整備を行い、交流拠点としての憩いの場を創出する。

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

・本市は約人口4万5千人で、福島県の中央からやや東寄りにあり、田村地方のほぼ中央に位置し、北部は安達郡岩代町、東部は双葉郡浪江町、南部は小野町、西部は三春町に接している。市街地は片曾根山の麓に市街地が形成されており、中央には阿武隈川に流入する大滝根川が流れている。東西にJR磐越東線が通じ、国道288号線と国道349号線が交差する田村地方の交通の要衝であり、磐越自動車道の船引三春インターチェンジからの利便性も図られ、阿武隈地域総合開発計画では、田村地方の中核都市として位置付けられている。

・当市の歴史は古く、縄文時代の遺跡が多数発見されており、きわめて早い時期から人々が定住したことがうかがえ、基幹産業は農業で、なかでも葉たばこは全国一の生産量を誇ったこともあった。近年は兼業農家が増え複合経営が主体と成っている。

・JR磐越東線船引駅周辺の中心市街地は、道路網整備の立ち遅れや鉄道利用者の減少及び駐車場の台数不足に加え少子高齢化、定住人口の減少、郊外型店舗の立地などにより、商店街の空洞化が進行しており、近年では駅周辺の賑わいがなくなっている。こうした現状から、旧船引町では平成14年度に「自然と共生し、うるおいの住環境と活力に満ちたまちの顔づくり」をテーマとして「船引町中心市街地活性化基本計画」を策定し、中心市街地の賑わいや商店街の活性化を図り、みんなの集まる賑わいのあるまちづくりを目指している、又平成15年度には、「船引駅周辺整備構想」を作成し、船引駅周辺の中心市街地整備方針をまとめた。平成16年9月には、コミュニティプラザ、健康増進ジム及び行政コーナー等を併設した新船引駅舎が完成し、今後はこの駅舎を拠点とした船引駅周辺の市街地活性化を図ることとしている。

・船引駅利用者の大多数が郡山市方面への通学、通勤者がほとんどであることから新装なった船引駅周辺交通の安全性や、一時利用者への駐車場、商店街や駅利用者のための憩いの場など、今後の駅周辺整備にあたっては地元住民はもとより市民参加によるまちづくり委員会を発足させ検討を行っている。平成16年3月には、中心市街地を活性化させることを目的にTMO(株)「ぬまづくりふねひき」が発足し、自然との共生、交流人口の増加、商業の活性化、健康長寿のまちづくり、を目指し活動している。

課題

・船引駅周辺の中心市街地は、定住人口の減少、少子高齢化が進み、郊外型店舗の立地などにより、空洞化が進行して近年では駅周辺の賑わいがなくなっていることから空洞化を解消し賑わいを創出するため、既に整備された文化交流機能等を持つ拠点施設(船引駅舎)の利用者の増加にも繋がる船引駅周辺のアクセスの改善整備を行う必要がある。

・船引駅周辺は、道路網整備の立ち遅れや駅周辺の駐車場の台数不足及び鉄道利用者の減少にあることから、交通の安全性確保や憩いの場の創出のため、駐車場や多目的広場を整備する必要がある。

将来ビジョン(中長期)

・船引町都市計画マスタープランにおいて、船引駅周辺地区は都市的土地利用ゾーン(中心核)に位置付けられている。(平成10年7月策定)

・船引町中心市街地活性化基本計画において、船引駅周辺地区は重点整備地区として位置付けられている。(平成15年2月)

・船引駅周辺整備構想において、船引駅周辺地区は拠点整備エリアに位置付けされている。(平成16年3月)

・駅前道路(県道、市道)、駐車場、憩いの場などの整備を行い、安全と快適性と利便性を兼ね備えた良好な都市基盤を形成を図る。

・船引駅舎が整備されたので、歴史ある市としてふさわしい駅前広場の整備を行う。

・ポケットパークや駅前に分かりやすいサイン表示、景観に配慮した歩道の整備をすることにより、駅前広場を中心にしたまちの賑わいを図る。

・船引駅前広場を活用した露天(朝市、夕市)や多様なイベントを定期的開催して賑わいの創出を図る。

・中心市街地以外にも空き店舗が生じていることから、今後中心市街地の活性化を核として空き店舗の解消を図る。

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値	
					基準年度		目標年度
コミュニティプラザの利用増加	人/12h	コミュニティプラザ利用者の入場者調査(ぬまづくりふねひき)	船引駅前広場、ポケットパーク、観光及びイベントで人の賑わいのある空間を創出する。	1,733	平成16年度	2,500	平成21年度
船引駅周辺施設の利用促進	台/日	駐車場の利用状況調査(ぬまづくりふねひき)	船引駅周辺の商店街、施設及び観光利用等の利便性の向上を図る。	50	平成16年度	200	平成21年度
人の賑わいのある空間の創出	人/年	駅前広場で露天(朝、夕市)イベントの開催(市、商工会、商店街)	船引駅前広場、商店街でのイベント開催による人の賑わいのある空間の創出と商店街の活性化を図る。	0	平成16年度	20,000	平成21年度
船引駅周辺の歩行者の増加	人/日	駅周辺の歩行者の利用状況調査(ぬまづくりふねひき)	船引駅前広場や商店街への人の賑わいを創出する。	1,057	平成16年度	2,000	平成21年度

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1(交通アクセスの改善及び安全確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅までのアクセス道路を整備し、交通網の充実を図る。 ・歩車分離の道路を整備し、高齢者・児童等歩行者の安全確保を図る。 	<p>①歩道と車道の分離→県道:船引停車場線(基幹事業:道路) ②歩行者の安全性に配慮した道路整備→町道:駅前馬場線、町道:駅前通線(基幹事業:道路)</p>
<p>整備方針2(自然とふれあえる憩いの場づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前商店街や駅利用者などの憩いの場を整備し良好な都市基盤を形成する。 	<p>①憩いの場を整備し快適性と安らぎの場を整備→駅前公園(基幹事業:公園)</p>
<p>整備方針3(交通機関の利便性及び憩いの場の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の玄関口としての顔にふさわしい駅前広場の整備、駐車場、道路整備及び語らいのあるゆとりの空間と自然と共生するポケットパークづくりを図る。 ・高齢者、身障者等が安全に移動できる道路網の整備、快適性の向上を図り賑わいのあるまちづくりを行う。 ・駅前広場での露天(朝、夕市)やイベント開催等を開催して駅周辺商店街の活性化を図る。 	<p>①玄関口にふさわしい駅前広場の整備→駅前広場(基幹事業:地域生活基盤施設) ②人だまり空間の整備→ポケットパーク(基幹事業:地域生活基盤施設) ③駅周辺利用促進の整備→駅南、駅北駐車場(基幹事業:地域生活基盤施設)</p>
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市施設の機能向上 <ul style="list-style-type: none"> ・県道:船引停車場線、市道:駅前通線、市道:駅前馬場線は、それぞれが合流し、ロータリーで接続されている。 現状が変速のロータリーの為、通行車両に支障を来している。このことから、ロータリーの撤去と人車分離を行い機能の向上をはかる。 ○地区内商業振興の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の栄町商店街に多くの人が買い物、観光客が訪れるようにソフト、ハードの両面から商業振興の充実を図る。 ○駅周辺活性化に向けた取り組み推進 <ul style="list-style-type: none"> ・田村市、商店主、商工会及び地区内住民が一体と成ったまちづくりの展開をする。 ○榎まちづくりふねひきの地区内活性化につながる関わり <ul style="list-style-type: none"> ・船引駅周辺の施設管理を榎まちづくりふねひきが行い、活性化の広がりと雇用の促進を図る。 ○事業完了後のまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・船引駅周辺での露天(朝、夕市)やイベントの開催を市民交流の場として、まちづくり活動を展開する。 ○交付期間中の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・交付期間中の各種事業を円滑に推進し、整備目標に対して着実に効果を上げるため、市及びTMO榎まちづくりふねひきが連携して、適宜各種事業成果について管理を行う。 又、その結果については、随時市民に情報公開する。 	

市町村決定計画及び市町村施行国道等事業に関する事項

市町村決定計画

都市施設及び市街地開発事業の種類	決定/変更	名称	その他必要な事項	変更の概要	都市再生整備計画の公告(予定)年月	都市計画の決定又は変更の期限

市町村施行国道等事業

道路の種類	路線名	新設又は改築の内容
一般県道	船引停車場線	歩道の拡幅に関する改築 L=53m W=10m

【記入要領】

- ・本シートは、都市再生特別措置法の規定に基づき、都道府県が決定する都市計画や国道・都道府県道に関する事業を都道府県等の同意を得て市町村が決定・実施を行う場合に記載。それ以外の場合は、本シートをつける必要はない。
- ・必要な場合は適宜行を追加すること。
- ・「都市施設及び市街地開発事業の種類」欄及び「名称」欄は、都市計画に定められている(定める予定の)内容を記載すること。
- ・「決定/変更」欄は、市町村が新たに都市計画決定しようとする場合は“決定”と、都道府県が既に定めた都市計画を市町村が変更しようとする場合は“変更”と記入すること。
- ・「その他必要な事項」欄は、道路の場合は種別、延長、幅員、車線の数について、公園の場合は種別、面積について、緑地、広場の場合は面積について、河川の場合は延長、幅員について、市街地開発事業の場合は施行区域の面積について、都市計画に定められている(定める予定の)内容を記載すること。
- ・「変更の概要」欄は、「決定/変更」欄に“変更”と記入したものについて、差し支えない範囲において変更の概要を記入すること。
- ・「都市再生整備計画の公告(予定)日」欄及び「都市計画の決定又は変更の期限」欄には、年月日を記入すること。なお、「都市再生整備計画の公告(予定)日」欄に公告予定日を記入する場合は()書きとすること。
- ・「道路の種類」欄は、“一般国道”か“都道府県道”のいずれかを記入すること。
- ・路線名は、例えば“国道〇〇号線”、“〇.〇.〇□□□線”などと記入すること。
- ・「新築又は改築の内容」欄は、“電線類の地中化”、“歩道の拡幅に関する改築”等、新設又は改築の具体的内容を記入すること。

都市再生整備計画の区域

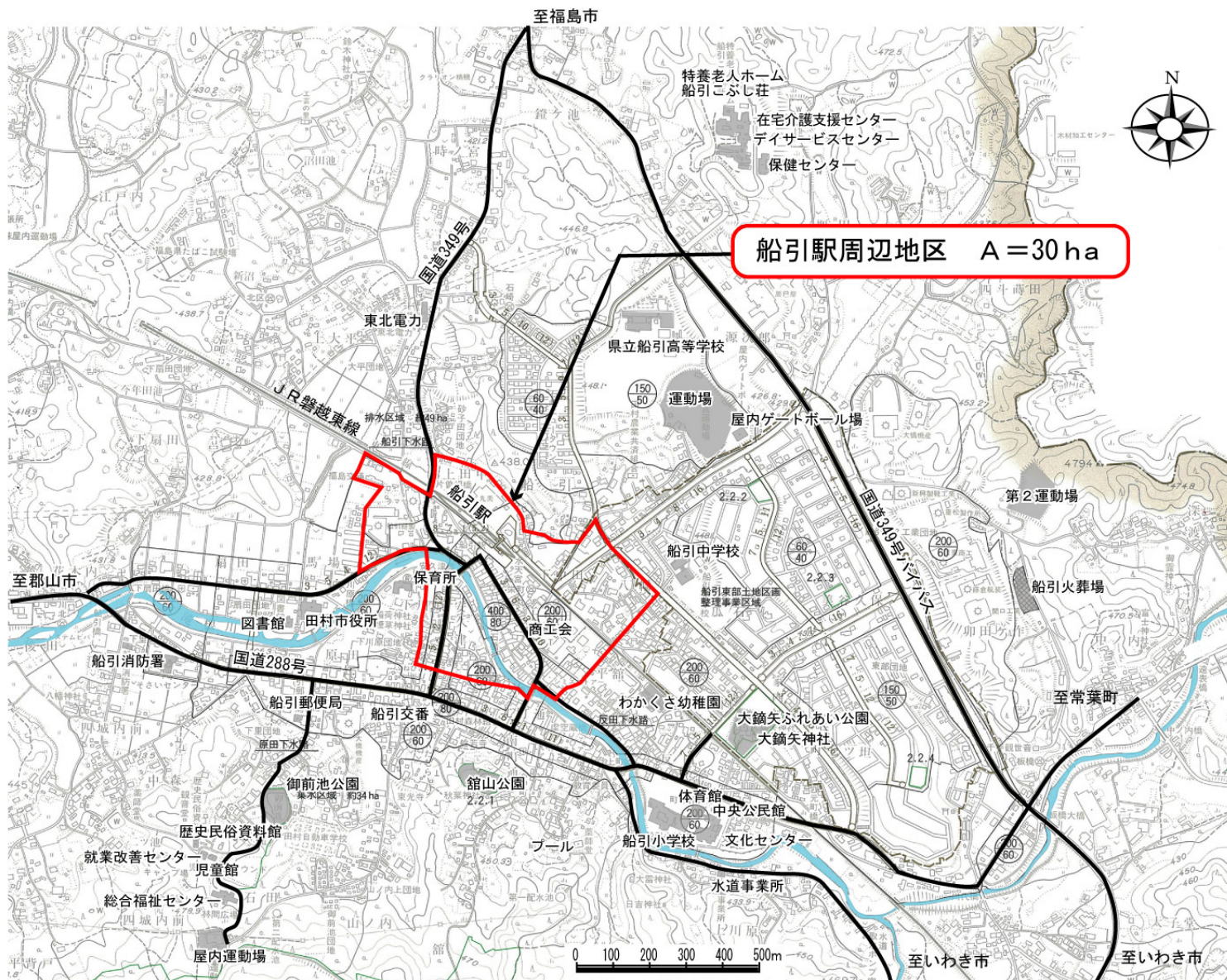
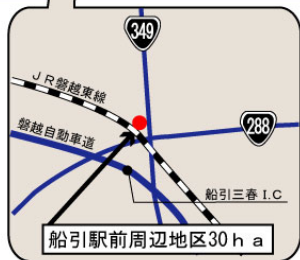
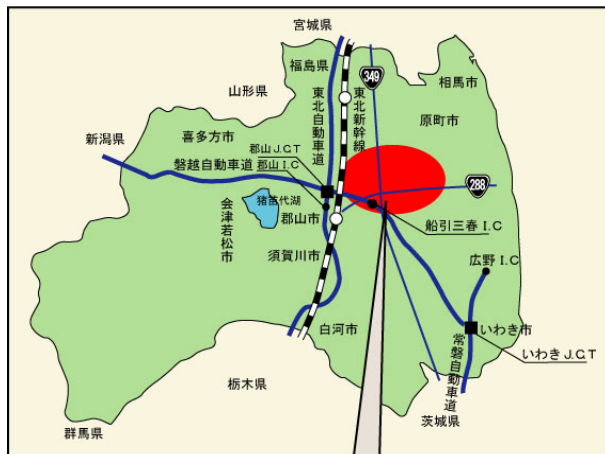
船引駅周辺地区(福島県田村市)

面積

30 ha

区域

田村市船引町船引字五升車、上田中、下中田の各一部



船引駅周辺地区 A=30ha

船引駅周辺地区(福島県田村市) 整備方針概要図

目標 ふれあいと賑わいの創造	代表的な指標	コミュニティプラザの利用増進 (人/12h)	1,733 (16年度)	→	2,500 (21年度)
		船引駅周辺施設の利用促進 (台/日)	50 (16年度)	→	200 (21年度)
		人の賑わいのある空間の創出 (人/年)	0 (16年度)	→	20,000 (21年度)
		船引駅周辺の歩行者の増加 (人/日)	1,057 (16年度)	→	2,000 (21年度)

